

平成 27 年第 2 回青森市議会定例会提出案件（本会議 3 日目提出）

件 名		提出 件数
予 算 案	○ 平成 27 年度青森市一般会計補正予算（第 3 号） 計	1
条 例 案	○ 青森市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について 計	1
諮 問	○ 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について ○ 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について ○ 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について 計	3
報 告	○ 専決処分の報告について 計	1
合 計		6

○ 予算案

議案第 1 3 3 号 平成 27 年度青森市一般会計補正予算（第 3 号）

○ 条例案

議案第 1 3 4 号 青森市副市長定数条例の一部を改正する条例の制定について

副市長の定数を二人とするため、改正しようとするものである。

○ 諮問

諮問第 1 0 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 2 6 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。

督促処分の内容 平成 2 6 年 1 1 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 1 1 号 下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、異議申立てがあったので、地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項の規定に基づき、諮問するものである。

異議申立ての内容 平成 2 6 年度下水道使用料督促処分を取り消すとの決定を
求める。

督促処分の内容 平成 2 7 年 1 月分の下水道使用料
関係法令 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 7 項

諮問第 1 2 号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

下水道使用料の徴収処分について、審査請求があったので、地方自治法第 2 2 9 条第 4 項の規定に基づき、諮問するものである。

審査請求の内容 平成 2 6 年度下水道使用料徴収処分を取り消すとの決定を
求める。

徴収処分の内容 平成 2 7 年 2 月分の下水道使用料

関係法令

地方自治法第229条第4項

○ 報 告

報告第28号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成27年3月11日

専決処分年月日 平成27年6月1日

関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項